



事務連絡
令和5年6月14日

公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
全国中学校文化連盟
公益社団法人全国高等学校文化連盟

御中

スポーツ庁地域スポーツ課
文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における
感染拡大予防ガイドラインの廃止について（周知）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなりました。

また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）についても、令和5年5月8日に廃止となりました（令和5年4月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）。

これに伴い、別添「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドライン（令和3年6月2日）」についても、令和5年5月8日に遡って廃止としますので、各連盟等においては、加盟団体等へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、今後の各連盟等が開催する各種大会・コンクール等の実施に際しては、参加者が安心して競技等に取り組めるよう、手洗い等の手指衛生や換気、「三つの密」の回避といった基本的感染対策について、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）」を踏まえた対応をお願いいたします。

<参考>

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について」（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）

https://corona.go.jp/news/news_20230406_01.html

<本件担当>

- 運動部活動について
スポーツ庁地域スポーツ課学校運動部活動係
電話：03-5253-4111（内線 3953）
- 文化部活動について
文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室
電話：03-5253-4111（内線 2865）